



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851
静岡市葵区黒金町55番地
交通ビル3階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

ランク	都府県	答申額	現行	目安比	答申発効日
A	東京	1226	1163	0	10/3
A	神奈川	1225	1162	0	10/4
A	大阪	1177	1114	0	10/16
A	埼玉	1141	1078	0	11/1
A	千葉	1140	1076	1	10/3
A	愛知	1140	1077	0	10/18
B	京都	1122	1058	1	11/21
B	兵庫	1116	1052	1	10/4
B	静岡	1097	1034	0	11/1
B	三重	1087	1023	1	11/21
B	広島	1085	1020	2	11/1
B	滋賀	1080	1017	0	10/5
B	北海道	1075	1010	2	10/4
B	茨城	1074	1005	6	10/12
B	栃木	1068	1004	1	10/1
B	岐阜	1065	1001	1	10/18
B	群馬	1063	985	15	3/1
B	富山	1062	998	1	10/12
B	長野	1061	998	0	10/3
B	福岡	1057	992	2	11/16
B	石川	1054	984	7	10/8
B	福井	1053	984	6	10/8
B	山梨	1052	988	1	12/1
B	奈良	1051	986	2	11/16
B	新潟	1050	985	2	10/2
B	岡山	1047	982	2	12/1
B	徳島	1046	980	3	1/1
B	和歌山	1045	980	2	11/1
B	山口	1043	979	1	10/16
B	宮城	1038	973	2	10/4
B	香川	1036	970	3	10/18
B	福島	1033	955	15	1/1
B	島根	1033	962	8	11/17
B	愛媛	1033	956	14	12/1
C	大分	1035	954	17	1/1
C	熊本	1034	952	18	1/1
C	山形	1032	955	13	12/23
C	岩手	1031	952	15	12/1
C	秋田	1031	951	16	3/31
C	長崎	1031	953	14	12/1
C	鳥取	1030	957	9	10/4
C	佐賀	1030	956	10	11/21
C	青森	1029	953	12	11/21
C	鹿児島	1026	953	9	11/1
C	高知	1023	952	7	12/1
C	宮崎	1023	952	7	11/16
C	沖縄	1023	952	7	12/1
加重平均		1121	1055	3	

静岡県の最低賃金改定額 11月1日から 1097円

過去最高も生活改善実感で
きず、地域別最賃の矛盾
8月26日、静岡地方最低賃金審議会は63円引き上げ1097円の答申を行いました。この答申額は、中央の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げですが、私たちの求める1500円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつきません。政府が目標としている「2020年代に1500円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年93円程度の引き上げることが必要で、政府の目標すら実施できない引き上げ額で、極めて不十分です。

私たちが今年行った「静岡県最低生計費試算調査」(バージョンアップ)によると、静岡市25歳男性単身世帯で必要となる月額額は約25万5千円で時給にすると1904円で1097円の最低賃金とは807円もの差が生じています。今回、静岡県の両隣の神奈川・愛知とも63円の引き上げとなり、格差は改定前と変わりません。労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。

最賃発効半年遅れも、3月発効は趣旨の逸脱
地賃で、最賃引き上げの目安額に積極的に上積みをはかる地域が広がる一方、改定額の発効日を大幅に遅延させる動きが起きている。最賃引き上げが非正規雇用労働者に届かず、約半年のあいだ地域間格差は212円から275円へ拡大します。

最賃改定の発効日は、最賃法14条2の規定で、原則は改定額を公示して30日後です。賃上げを非正規雇用労働者に早く波及させるためです。例年は10月に各地で順次発効します。ところが、今年は地賃審で発効日の遅延を決める事例が相次いでいます。2026年まで遅延する地域があるのは、最賃を時給だけで示す現行制度となった2002年以来初めてです。最賃額全国最下位951円の秋田は、目安に16円上積みし80円引き上げとした一方、来年3月31日まで発効を遅らせました。東京の10月3日から半年遅れです。秋田県労連は、半年遅れで「効果は半減してしまう」と指摘。東京都とは半年で28万円以上の収入格差になるとして「秋田県の労働者の尊厳を傷つけないでください」と訴えています。

岩手の公益委員で専門部長の近藤信一氏(岩手県立大学教授)は「3月発効は法の趣旨を逸脱しており容認できない」「最低賃金は経済政策ではなく社会保障政策といえる。そう考えるなら1日も早く発効するのが当然」として、秋田や群馬の姿勢を明確に批判しています。

発効日遅延には財界の意向があります。経団連の春闘方針「経営労働政策特別委員会報告」は19年版から最賃改定の発効を遅らせるよう主張。また石破茂政権が「骨太の方針」でアベールした中小企業支援拡充を具体化しないことが、使用者側の強硬姿勢の口実となっています。「大幅引き上げ」と「発効日の先送り」をターゲットにするのは最賃法の趣旨の逸脱であり許されません。この流れを早急に断ち切るための運動が今求められています。

39道府県で目安上回る答申 全国一律制への法改正で 時間額1500円の実現を



静岡県共闘会議との共同での
宣伝行動(静岡駅北口地下道)

2025年度の最低賃金改定で、都道府県ごとの引き上げ額が9月5日出そろいました。Cランクのすべての地方最低賃金審議会(地賃)をはじめ8割近い地賃が目安を上回る答申を出したことは、地域間格差解消を求める私たちの運動の成果であり最賃近傍で働く労働者の怒りのあらわれです。上乗せ額の最大は熊本18円。時給は、最高が東京の1226円で、最も低いのは高知、宮崎、沖縄の1023円。全都道府県で初めて千円を超えました。

岩手の公益委員で専門部長の近藤信一氏(岩手県立大学教授)は「3月発効は法の趣旨を逸脱しており容認できない」「最低賃金は経済政策ではなく社会保障政策といえる。そう考えるなら1日も早く発効するのが当然」として、秋田や群馬の姿勢を明確に批判しています。



8月22日、学習会が開催されました。講師は弁護士小笠原夏井氏。小笠原氏は「暮らしのびよる大軍拡・大増税」をテーマに、憲法の戦争法が強制採決されてから現在まで10年の情勢の変遷と現在の緊急課題について話され、大変理解が深まった学習会でした。

9月19日は戦争法廃止を求め、東海4県総がかりいっせい行動が行われます。2025年9月19日(金) 静岡市葵区常盤公園にて 集会 18:00~18:45 パレード 18:45~ 誰でも参加できます 主催 戦争法廃止!オールしずおかアクション 静岡市葵区常盤公園にて、弁護士8名の会、静大有志の会、静岡市9高の合同実行

戦争法=安保法制10年

憲法違反の戦争法を廃止に!

戦争法廃止! オールしずおかアクション 東海4県総がかりいっせい行動

2025年9月19日(金) 静岡市葵区常盤公園にて 集会 18:00~18:45 パレード 18:45~ 誰でも参加できます

主催 戦争法廃止!オールしずおかアクション 静岡市葵区常盤公園にて、弁護士8名の会、静大有志の会、静岡市9高の合同実行

